

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>①生活保護法に基づき、住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。</p> <p>②安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>③生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学等へ入学する場合、進学する者本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。</p> <p>④医療扶助のオンライン資格確認における、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」をおこなう。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー レセプト管理システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境) 医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境情報提供サーバー) 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等向け中間サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会)の根拠)</p>

(別表第二に於ける情報照会の根拠)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)
(別表第二省令における情報照会の根拠)
:第19条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 福祉部 社会福祉課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6134

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

变更日期	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I. 5. ②	渡辺 祥司	菅沼 健司	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成28年11月30日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成28年11月30日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	
平成30年3月1日	I. 4. ②	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号ハ第2号イ第3号口第4号、第11条第1号ハ第2号口第3号、第12条第1号リ第2号ハ第3号リ第4号第6号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号口第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第7号第8号第9号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号第21号第22号イ第23号イ第2項、第52条、第53条第1号ハ第2号ハ第3号ハ、第55条第1号ハ第2号ハ第4号ハ第5号ハ、第59条の2第1号子第2号第3号第4号、第59条の3第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号二第3号口第4号二、第11条第1号二第2号口第3号第4号口、第12条第1号リ第2号ト第3号ハ第4号リ第5号第6号ト第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号口第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第7号第8号第9号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号第21号第22号イ第23号イ第2項、第52条、第53条第1号ハ第2号ハ第3号ハ、第55条第1号リ第6号ハ、第59条の2第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号、第59条の3第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②	菅沼 健司	社会福祉課長	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年12月25日	I. 4. ②	(別表第一における情報提供の根拠):第二欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠):第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号イ第2号イ、第11条第1号、第12条第1号ハ第2号イ第3号ホ第4号、第17条第1号、第19条第1号子第2号第3号第4号第5号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号口第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第7号第9号第10号、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号子第2号第3号第4号第5号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第2項、第52条、第53条第1号ハ第2号ハ第3号ハ、第55条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ	(別表第一における情報提供の根拠):第二欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠):第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号イ第2号イ、第11条第1号、第12条第1号ハ第2号イ第3号ホ第4号、第17条第1号、第19条第1号子第2号第3号第4号第5号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号口第10号、第21条第1号ハ第4号第5号第7号第8号第9号、第22条第2号第3号第4号第5号第7号第9号第10号、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号子第2号第3号第4号第5号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第2項、第52条、第53条第1号ハ第2号ハ第3号ハ、第55条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ	事後	
令和1年12月25日	I. 1. ②	①生活保護法に基づき、住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。 ②安定した職業についてことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。	①生活保護法に基づき、住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。 ②安定した職業についてことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。 ③生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学等へ入学する場合、進学する者本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。	事後	
令和1年12月25日	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和1年12月25日	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和3年1月29日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年1月29日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月5日	I. 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第15条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項	事後	
令和4年1月5日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年1月5日	I. 4. ②	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第8条第1号イ第2号イ、第9条第1号ニ第3号ロ第4号ニ、第11条第1号ニ第2号ロ第3号ハ第4号ロ、第12条第1号リ第2号ト第3号ハ第4号リ第5号第6号ト第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第4号第5号第6号第7号第9号ロ第10号、第21条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号第10号第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第7号第8号第9号、第32条第1号イ第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ第13号イ第14号イ第15号イ第16号イ第17号イ第18号イ第19号イ第20号第21号第22号イ第23号イ第2項、第52条、第53条第1号ニ第2号ニ第3号ハ、第55条第1号リ第6号ヘ、第59条の2第1号リ第2号第3号第4号第5号、第59条の3第1号イ第2号イ (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	事後	
令和4年1月5日	II. 3. いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	令和3年10月31日 時点	事後	
令和5年2月6日	I. 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年10月31日 時点	令和4年10月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	IV. 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	I. 1. ②事務の概要	①生活保護法に基づき、住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。 ②安定した職業についてにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。 ③生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学等へ入学する場合、進学する者本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。	①生活保護法に基づき、住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。 ②安定した職業についてにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。 ③生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、高校等を卒業し、直ちに大学等へ入学する場合、進学する者本人へ新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 ④医療扶助のオンライン資格確認における、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」を行う。	事後	
令和5年11月10日	I. 1. ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境) 7. 医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境情報提供サーバー) 8. 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等向け中間サーバー)	事後	
令和6年2月13日	I. 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第19条	事後	
令和6年2月13日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	令和5年10月31日 時点	事後	
令和6年2月13日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	令和5年10月31日 時点	事後	
令和6年2月13日	IV. 8. 監査	内部監査	自己点検	事後	